

## 2 救助・救急体制の充実・強化

### (1) 救助・救急能力の充実・強化

海難による死者・行方不明者を減少させるため特殊救難隊<sup>※1</sup>や機動救難士<sup>※2</sup>、潜水士<sup>※3</sup>といった高度で専門的な知識・技能を有するエキスパートの配置・養成に努めています。

特に、海難発生情報の認知後、いかに早く救助勢力を現場に到着させるかが非常に重要であり、海上保安庁ではヘリコプターの機動性、高速性等を活用して迅速に救助活動を行うため、拠点となる航空基地等に特殊救難隊や機動救難士を配置して、レスポンスタイムの短縮を図っています。

また、傷病者に対し、容態に応じて適切な処置を行えるよう、専門の資格を有する救急救命士<sup>※4</sup>を配置するとともに、救急救命士が実施する救急救命処置の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制を整備し、さらなる対応能力の向上を図っています。

※1 特殊救難隊…火災を起こした危険物積載船に取り残された方の救助や、荒天下で座礁船に取り残された方の救助等、全国で発生した高度な知識・技術を必要とする特殊海難に対応する海難救助のスペシャリスト。

※2 機動救難士…洋上の船舶で発生した傷病者や、海上で漂流する遭難者等をヘリコプターとの連携により迅速に救助する事を主な任務としている。

※3 潜水士…転覆した船舶や沈没した船舶などから取り残された方の救出や、海上で行方不明となった方を潜水捜索することなどを任務としている。

※4 救急救命士…救急救命士法に基づき、医師の指示のもと救急救命処置を行うことができる者で、特殊救難隊の一部の隊員と、機動救難士の約半数が資格を有している。

#### 【岩場で孤立した釣り人の救助事例】

平成28年12月、波が高くなり、釣り人2名が陸岸に戻れなくなったとして救助要請がありました。

海上保安庁では、直ちにヘリコプター等を出動させるとともに、警察・消防と救助にあたり、陸上から1名を救助し、ヘリコプター同乗の機動救難士が岩場に取り残されたもう1名を吊り上げ、救急救命士の資格を持つ隊員により救急処置を行いながら搬送、消防救急隊に引き継ぎました。当時は13メートルの風が吹き、波2メートル、気温3度、海水温6度という環境でしたが、2名とも命に別状はありませんでした。



【貨物船内において発生した急病人の救助事例】

平成28年3月、航行中の貨物船の船長から、乗員が倒れて意識はあるが、手足が動かない旨の118番通報がありました。

海上保安庁では、直ちに巡視艇及びヘリコプターを出動させ、ヘリコプター同乗の特殊救難隊が急病人を吊り上げ、救急救命士の資格を持つ特殊救難隊員による救急処置を行いながら搬送し、病院にて医師に引き継ぎました。

救助した急病人は病院の医師により、脊髄及び腰椎の骨折等と診断され、手術を要する状態でした。

(2) 関係機関との連携・協力体制の充実

我が国の広大な海で、多くの命を守るためには、日頃から警察・消防等の救助機関や民間救助組織との密接な連携・協力体制を確立しておくことが重要です。特に沿岸域で発生する海難に対しては、空白地域のない救助エリアの確保や円滑な救助活動を実施できるよう、合同海難救助訓練、海浜パトロール等を通じて、(公社)日本水難救済会やNPO法人日本ライフセービング協会などの民間救助組織との連携・協力体制の充実に努めています。

【火災船から海上に避難した乗員を民間救助組織と連携し救助した事例】

平成28年6月、航行中の遊漁船において火災が発生し、救命ボートを降下することができないため、ライフジャケットを着け、海中に飛び込むとの118番通報があり、その後連絡が途絶しました。

海上保安庁は、巡視船艇・航空機を現場へ急行させ、遭難者を航空機による捜索で発見し、火災船救助対応のため出動していた水難救済会所属船を誘導するとともに、ヘリコプター同乗の機動救難士により乗員3名を吊り上げ救助し、残り3名の乗員は、水難救済会所属船が救助し、協力して乗員6名全員を救助しました。